

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社トーコー（以下「甲」という。）と過半数代表労働者 小林 雅人（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で自動車運転の業務に従事する職員（以下「対象職員」という。）に適用する。
- 2 対象職員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 当社は、対象職員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象職員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象職員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1-1, 2 に、対象職員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2-1, 2 の地域指数を乗じたものとする。「自動車運転業務」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 2 に定める「職業安定業務統計による職種別平均賃金（時給換算）」の「085 乗用車運転の職業」とする。
- 2 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し第 6 条のとおりとする。
- 3 地域調整については、大阪府、愛知県、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、富山県、広島県、石川県、岡山県、香川県、和歌山県、山口県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添 3 に定める大阪府、愛知県、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、富山県、広島県、石川県、岡山県、香川県、和歌山県、山口県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県の指数を基準とし、別表 1 区域（大阪、愛知、兵庫、京都、奈良、滋賀、富山、広島、石川、岡山、香川、和歌山、山口、徳島、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄）は最高値である大阪府指数 108.0%を用いるものとする。

（基本給、賞与の条件）

- 第 4 条 対象職員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。
- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 3 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
- A ランク：3 年
- B ランク：0 年

(3) 対象職員の基本給及び賞与については、別表1の賃金表に、対象職員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表2の地域係数を乗じたものとする。

2 甲は、第8条の規定による対象職員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、別途手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象職員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、職員就業規則第21条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象職員の通勤手当は、特別嘱託及び特別社員給与規程第17条(1)の定めにより、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象職員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の5%の額を前払い退職金として支給する。

第8条 基本給の決定は、入社時に年齢、経験、能力を勘案し決定する。入社後は勤務評価に基づき、労働契約更改時に、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される職員就業規則第27条から37条まで、第61条から66条までの規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして、特別嘱託就業規則第29条から39条まで、第60条から64条の規定及び特別社員就業規則第28条から38条、第59条から63条に適用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7年 3月 18日

甲 大阪本社
執行役員

藤原 久幸

乙 過半数代表労働者

小林 雅人

別表1 同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

大阪、愛知、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、富山、石川、山口、 広島、岡山、香川、徳島、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値	
			0年	3年
1	乗用自動車運転手	通達に定める職業安定業務統計	1,088	1,382
2	地域調整	(大阪府) 108.0%	1,176	1,493
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,235	1,568

別表2 地域指数（職業安定業務統計による地域指数）

大阪	108.0	広島	97.1
愛知	104.8	岡山	95.9
兵庫	102.1	香川	95.5
京都	101.6	徳島	91.6
奈良	102.5	福岡	95.9
滋賀	99.1	長崎	86.7
和歌山	94.1	熊本	89.6
富山	96.8	鹿児島	88.7
石川	97.0	沖縄	88.3
山口	91.9		

別表3 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容 (大阪)	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般 の労働者の能力・経験
A	・安全運転に対する高い知見と技術、判断力があり、過去5年間過失のある事故や交通違反は起こしていない。 ・道路事情に精通しており、過去5年間運行遅延によるクレームは発生していない。 ・高いホスピタリティを身に付けており、お客様の期待を超えるサービスが実践できており、顧客の評価が高い。	1,563	201	1,764	≧	3年
B	・安全運転に対する知見と技術、判断力があり、免許取得以降重大事故は起こしていない。 ・10年以上の通勤もしくは業務における自動車運行の経験がある。 ・10年以上の就業経験があり、社内外の人材と適切なコミュニケーションができる。	1,275	105	1,380		0年